

報告第 17 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 28 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専決処分書

訴えの提起について（生活保護費過払金返還請求）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 21 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 被告となるべき者

住所 安曇野市

氏名

2 請求の要旨

給与収入の申告に伴う、平成 24 年 5 月と平成 24 年 10 月支給済みの保護費の返還分の合計 20,745 円の返還を求める。

（なお、被告は平成 24 年 11 月 1 日付けで生活保護廃止となっている。）

3 訴訟提起の経緯

これまで被告に対し、督促状及び催告書により返還金の納入を促すとともに、訪問や電話連絡を複数回行った後、一部納入があったが、その後は納入が全く無く、一年以上経過した。よって地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 により、平成 31 年 3 月 20 日付けで支払督促の申立てを行ったところ、被告より督促異議申立書の提出があった旨の連絡を松本簡易裁判所より受けた。

このことから、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条により、支払督促申立て時に遡って訴えの提起があったとみなされるため、訴訟へ移行するもの。

議案第 8 号

穂高認定こども園改修事業大規模改修工事請負契約について

令和元年 6 月 21 日一般競争入札に付した穂高認定こども園改修事業大規模改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---------------------------------------------|
| 1 契約の目的 | 穂高認定こども園改修事業大規模改修工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 233,200,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 安曇野市穂高 5071 番地 2
株式会社 武井組
代表取締役 等々力 充 |

令和元年 6 月 28 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘